



広報

# まっかり

2019  
5  
No.621

春が来ました！

フラワーパーキング  
にてパシヤリ。



笑顔咲く  
ふれあいの村 まっかり



ゆり姉さん

- 発行／北海道虻田郡真狩村  
〒048-1631  
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地  
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162  
<http://www.vill.makkari.lg.jp>
- 編集／総務企画課企画調整係
- 令和元年5月10日発行

# 真狩村議会議員選挙 の結果について

第19回統一地方選挙後半戦は、4月21日、全国で投開票が行われましたが、真狩村では立候補者数が定数内だったため村議会議員選挙は無投票となりました。

定数8名に対し、新人3名を含む8名が立候補しました。

なお、当選者については下記のとおりです。

任期：令和元年5月1日～令和5年4月30日  
※投票日（平成31年4月21日）現在の情報です。

## 村の新しい“顔”

<p>現職・無所属</p> <p><b>むかい ただゆき</b> <b>向井 忠幸</b></p> <p>(71歳)</p> <p>当選4回 農業 字加野 119 番地9</p>		<p>現職・無所属</p> <p><b>さいき ひでのり</b> <b>佐伯 秀範</b></p> <p>(58歳)</p> <p>当選3回 農業 字豊川 125 番地 12</p>	
<p>現職・無所属</p> <p><b>いんのう ゆういち</b> <b>陰能 裕一</b></p> <p>(51歳)</p> <p>当選2回 会社役員 字真狩 40 番地 8</p>		<p>現職・無所属</p> <p><b>ふくだ けいこ</b> <b>福田 恵子</b></p> <p>(75歳)</p> <p>当選4回 無職 字社 23 番地 6</p>	
<p>新人・無所属</p> <p><b>くぼた しんいち</b> <b>久保田 伸一</b></p> <p>(73歳)</p> <p>初当選 飲食業 字光 39 番地 9</p>		<p>新人・無所属</p> <p><b>おおまち とおる</b> <b>大町 徹</b></p> <p>(36歳)</p> <p>初当選 無職 字社 23 番地 10</p>	
<p>新人・無所属</p> <p><b>あんどう よしあき</b> <b>安藤 義明</b></p> <p>(55歳)</p> <p>初当選 農業 字見晴 25 番地 7</p>		<p>現職・無所属</p> <p><b>ささき よしみつ</b> <b>佐々木 義光</b></p> <p>(62歳)</p> <p>当選2回 無職 字緑岡 22 番地 24</p>	

## 北海道知事選挙の 投票結果をお知らせします

北海道知事選挙の投開票が4月7日に行われ、真狩村では、76.66%と、平成27年の前回選挙（77.29%）よりも、0.63%低い投票率となりました。

告示後に行われた期日前投票は、有権者数の約45.57%を占めました。

また、北海道議会議員選挙は、後志選挙区の立候補者が定数の2名だったため、無投票当選となりました。

### ■候補者の得票数

	氏名	得票数	全道での得票数
	石川 ともひろ	454	963, 942
当選	鈴木 直道	861	1, 621, 171



### ■投票区の投票状況

投票区名	選挙当日の有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一投票区 (真狩・錦・光・共明・泉・社・緑岡・見晴・美原)	655	721	1, 376	484	552	1, 036	73. 89	76. 56	75. 29
第二投票区 (豊川・加野・神里・川崎)	111	91	202	89	78	167	80. 18	85. 71	82. 67
第三投票区 (桜川・旭)	37	36	73	32	26	58	86. 49	72. 22	79. 45
第四投票区 (富里)	39	37	76	32	31	63	82. 05	83. 78	82. 89
計	842	885	1, 727	637	687	1, 324	75. 65	77. 63	76. 66

## ◎税務課からのお知らせ◎

平成31年（令和元年）中に、新築、増改築をされた家屋は、令和2年度から固定資産税の対象となります。

なお、固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（総称して「固定資産」といいます）を所有している人がその所在している市町村に納める税金です。

家屋の取り壊しなどは、1月1日が基準日となり、基準日以降に取り壊しても、課税の対象となります。

### 家屋とは？

建物の認定基準は、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう」とされ、「外気分断性」「土地への定着性」「用途性」の3つを要件としています。

一般的に、土地に定着して建造され、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、住居、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるものとなり、面積の大小に関係なく3つの要件を総合的に判断して固定資産税が課税されます。

※小さな車庫や物置でも、固定資産の対象となります。

### 課税の3つの要件とは？

1. 外気分断性・・・屋根、周壁により外気を分断しうる構造を備えていること。
2. 土地への定着性・・・建物とは、物理的に土地に固着しており、一定期間を過ぎれば解体してしまうようなものではなく、今ある状態で継続的に使用されること。
3. 用途性・・・建造物が家屋本来の目的（住居、作業、貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されている状態のこと。

**家屋の新築・増改築・取り壊しを行ったときは、役場税務課（TEL：45-3611）までご連絡ください。**

平成 31 年 3 月 31 日における

# 村の財政状況をお知らせします

村では、地方自治法にもとづく「真狩村財政事情書の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、村の財政状況を公表することになっています。これは、村民の皆さんに、村の財政状況を知っていただくためのものです。

今回は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日現在）の一般会計・特別会計の歳入・歳出予算の執行状況、財産・地方債・一時借入金の現在高について公表します。

## 平成 30 年度一般会計予算執行状況

平成 31 年 3 月 31 日現在 (単位: 千円)

### ◆歳入

款	予算現額	収入済額	執行率(%)
村 税	218,419	211,360	96.8
地方譲与税	45,131	45,131	100.0
利子割交付金	377	377	100.0
配当割交付金	521	521	100.0
株式等譲渡所得割交付金	462	462	100.0
地方消費税交付金	39,205	39,205	100.0
自動車取得税交付金	10,500	10,143	96.6
地方特例交付金	396	396	100.0
地方交付税	1,336,957	1,349,281	100.9
交通安全対策特別交付金	1	0	0.0
分担金及び負担金	8,213	8,465	103.1
使用料及び手数料	102,756	103,904	101.1
国庫支出金	194,462	181,382	93.3
道支出金	154,231	127,468	82.6
財産収入	16,534	16,449	99.5
寄附金	31,600	28,401	89.9
繰入金	262,908	254,912	97.0
繰越金	58,702	58,702	100.0
諸収入	79,161	63,065	79.7
村 債	384,957	221,557	57.6
合 計	2,945,493	2,721,181	92.4

### ◆歳出

款	予算現額	支出済額	執行率(%)
議 会 費	29,678	29,584	99.7
総 務 費	312,600	180,318	57.7
民 生 費	330,473	263,035	79.6
衛 生 費	171,420	106,372	62.1
労 働 費	2,436	2,404	98.7
農 林 水 産 業 費	146,849	131,708	89.7
商 工 費	159,863	157,394	98.5
土 木 費	546,949	438,023	80.1
消 防 費	133,900	133,433	99.7
教 育 費	268,825	245,585	91.4
災 害 復 旧 費	1	0	0.0
職 員 給 与 費	551,077	548,512	99.5
公 債 費	289,922	276,839	95.5
予 備 費	1,500	0	0.0
合 計	2,945,493	2,513,207	85.3

# 平成 30 年度特別会計予算執行状況

平成 31 年 3 月 31 日現在 (単位:千円)

## ◆歳入

## ◆歳出

各 会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	執行率 (%)	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率 (%)
国民健康保険事業特別会計	147,901	121,084	81.9	147,901	145,471	98.4
後期高齢者医療特別会計	32,950	19,009	57.7	32,950	29,603	89.8
国民健康保険診療所事業特別会計	21,277	0	0.0	21,277	20,634	97.0
簡易水道事業特別会計	277,825	124,768	44.9	277,825	273,292	98.4
公共下水道事業特別会計	134,598	56,857	42.2	134,598	94,621	70.3

# 村有財産の現在高

平成 31 年 3 月 31 日現在

<b>■基金</b> (単位:千円)		<b>■出資金</b> (単位:千円)	
財政調整基金	250,000	北海道私学振興基金協会出資金	48
土地開発基金	51,485	北海道農業信用基金協会出資金	1,000
地域福祉基金	102,629	市町村職員福祉協会育英事業出資金	750
減債基金	44,464	北海道土地改良事業団体連合会出資金	100
公共施設整備基金	371,609	ようてい森林組合出資金	4,050
真狩村ふるさと応援基金	24,799	北海道国民健康保険団体連合会出資金	153
羊蹄山自然公園整備基金	47,948	株式会社真狩フラワー振興公社出資金	40,500
簡易水道事業特別会計基金	200	地方公営企業等金融機構出資金	300
国民健康保険事業特別会計基金	51,196		
<b>■建物</b> (単位:m <sup>2</sup> )		<b>■備荒資金</b> (単位:千円)	
行政財産	47,831	備荒資金組合納付金	229,730
普通財産	3,718		
<b>■土地</b> (単位:m <sup>2</sup> )		<b>■債権</b> (単位:千円)	
行政財産	2,064,488	株式会社真狩フラワー振興公社分貸付金	17,800
普通財産	4,177,174		
		<b>■有価証券</b> (単位:千円)	
		北海道電力(株)株券	2,315
		北海道曹達(株)株券	140

# 村債現在高

平成 31 年 3 月 31 日現在 (単位:千円)

会計別	一 般 会 計	国民健康保険診療 所事業特別会計	簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	公共下水道事業 特 別 会 計	計
借入金					
政 府 資 金	2,482,065	95,171	738,972	161,998	3,478,206
地方公共団体金融機構	48,063		2,400	80,703	131,166
北海道信用金庫	332,473		7,200	253,628	593,301
計	2,862,601	95,171	748,572	496,329	4,202,673

# 一時借入金残高

平成 31 年 3 月 31 日現在 (単位:千円)

北海道信用金庫 300,000

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～保険料軽減特定等の見直しについて～

### ■均等割の軽減割合が見直しされます

保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされます。

所得が次の金額以下の世帯	平成 30 年度 軽減割合	平成 31 年度 軽減割合	令和 2 年度 軽減割合	令和 3 年度 軽減割合
33 万円（かつ、被保険者全員が所得 0 円） ※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	9 割軽減	8 割軽減	7 割軽減	7 割軽減
33 万円	8.5 割軽減	8.5 割軽減	7.75 割軽減	7 割軽減

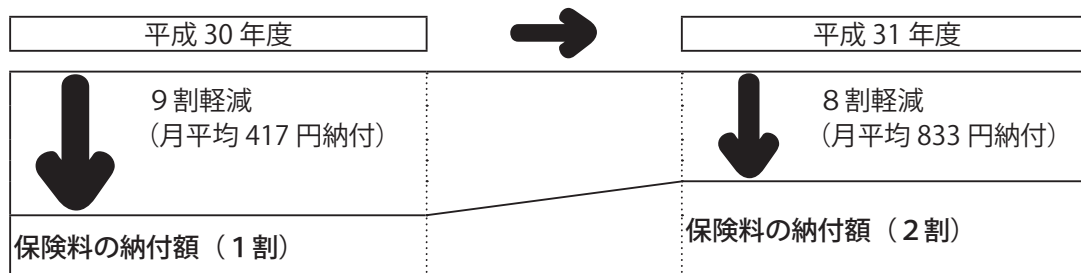
### ■均等割 9 割軽減について

保険料の均等割について、これまで 9 割軽減となっていた方は、今年度は 8 割軽減に変わります。

8 割軽減への変更にあわせて、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化される予定になっています。

また、所得の低い年金受給者の方へは、今年 10 月から老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間等により異なります。）の制度が始まります。

#### ●例 年金収入 80 万円以下の方



※介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外になります。

※老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65 歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が 879,300 円以下）を全て満たす必要があります。

基本的に 10、11 月分を 12 月（年金の支払日と同日）に振込みます。

※保険料を年金からの引落として納めている場合、引落とし額への影響は 8 月以降の年金からを予定しています。

### ■均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされます

保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が次のとおり見直しされます。

#### 【平成 30 年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + ( 27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数 )	5 割軽減
33 万円 + ( 50 万円 × 世帯の被保険者数 )	2 割軽減

#### 【平成 31 年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + ( <u>28 万円</u> × 世帯の被保険者数 )	5 割軽減
33 万円 + ( <u>51 万円</u> × 世帯の被保険者数 )	2 割軽減

## ■被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされます

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされます。

### 【平成 30 年度】

区 分	所 得 割	均 等 割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減



### 【平成 31 年度から】

区 分	所 得 割	均 等 割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減 ※制度加入から2年を経過する月までの期間のみ

※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

## ■保険料の計算方法（平成 31 年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 50,205 円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成 31 年度の保険料額は、6月に個別にお知らせいたします。

## ■年間保険料額の例（平成 31 年度）

### ●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	8割	10,000円	5,000円増
168万円	8.5割	23,400円	増減なし
196万円	5割	70,600円	15,100円減
218万円	2割	110,000円	10,000円減

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下で、平成30年4月以降に制度へ加入した元被扶養者である場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	夫妻	8割	10,000円	5,000円増
			10,000円	5,000円増
168万円	夫妻	8.5割	23,400円	増減なし
			7,500円	増減なし
224万円	夫妻	5割	100,200円	15,100円減
			25,100円	増減なし
270万円	夫妻	2割	164,000円	10,100円減
			25,100円	増減なし

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	夫妻	8割	10,000円	5,000円増
			10,000円	5,000円増
168万円	夫妻	8.5割	23,400円	増減なし
			7,500円	増減なし
224万円	夫妻	5割	100,200円	15,100円減
			25,100円	15,000円減
270万円	夫妻	2割	164,000円	10,100円減
			40,100円	10,100円減

### 各種お問い合わせ先

後期高齢者医療制度について	北海道後期高齢者医療広域連合 TEL: 011-290-5601 真狩村役場住民課医療保険係 TEL: 0136-45-3612
介護保険について	真狩村役場住民課介護係 TEL: 0136-45-3612
年金生活者支援給付金について	ねんきんダイヤル TEL: 0570-05-1165

## ● 建設課上下水道係からのお知らせです ●

### 給水装置の新設、改造、修繕または撤去などをするときは

道路などに埋設してある、村で整備を行った配水管（水道本管）から分水して皆様のお宅等の蛇口までを「給水装置」といい、皆様個々（公営住宅等については村）の所有物になります。量水器（水道メーター）については村で8年ごとに更新します。

しかし、給水装置の新設や維持補修等については、村が指定した業者でなければ施工することができませんので、施工の際は「真狩村指定給水装置工事事業者」であるかをご確認のうえ依頼するようにしてください。（現在の指定業者は下表を参照）

なお、給水装置の新設又は改造にあたっては、施工前の「設計審査」及び施工後の「工事検査」を受ける必要があります。排水設備の新設等を行う場合も同様です。上記工事に係る手続等は指定業者が行います。

また、上記の審査及び検査については、それぞれ手数料が掛かり、工事検査終了後に請求させていただきます。

#### ●手数料一覧●

- ・給水装置工事設計審査手数料  
3,000円
- ・給水装置工事検査手数料  
3,000円
- ※排水設備を新設する場合も給水装置工事と同じく手続が必要であり、手数料がかかります。
- ・排水工事検査手数料  
3,000円

### 水道料金が普段より高いと感じたときは

水をたくさん使った心当たりが無いのに、水道料金が普段より高いと感じたときは、漏水（給水管、水抜栓の破損など）の疑いがあります！このようなことがありましたら、建設課上下水道係へご連絡願います。（漏水の箇所が分かっている場合は、直接、指定業者へ修理依頼しても構いません）指定業者が修理して、村に報告があった場合は、水道料金を減額することができます。

なお、給水装置は個々の所有物ですので漏水修理については、所有者負担となりますのでご承知願います。

漏水は、修理しないかぎり治まることは無く、漏水量はどんどん増えていき、皆様個々の使用水量が増大するだけでなく、下流域の皆様への配水量が少なくなるなどの悪影響を及ぼすこととなりますので、早急に修理しましょう。

### 真狩村指定給水装置工事事業者一覧

会社名	電話番号
横山建設(株)	0136-45-2345
村上建設(株)	0136-45-2352
(株)高橋設備工業	0136-46-3103
北日本環境開発	0136-44-2589
(株)イトウ設備管工	0136-44-2083
(有)高山デンキ	0136-44-2938
(株)佐々木配管 ニセコ支店	0136-44-3750
梅澤設備工業(株)	0136-33-2278
(株)北海建業	0136-33-2139
(株)リビング梅田	0136-22-1582
本田興業(株)	0136-22-0198
野田ボイラー設備(株)	090-1645-5858
シモグチ配管	0136-57-6698
(有)長澤設備	0136-57-5503

会社名	電話番号
(株)進栄	0135-62-4564
(株)藤原商会	0142-83-2518
(株)ゴウダ 虻田支店	0142-76-5254
(株)サガエ設備	0142-82-6334
(株)高橋配管設備	0135-22-5571
山吹商工(株)	0134-24-1717
(株)小島商事	0143-22-9091
三栄設備(株)	0143-45-4822
朝陽工業(株)	0144-68-2855
(株)コスモテック	011-398-8340
日南産業(株)	011-786-7111
(有)丸雄設備	011-789-5021
(株)溝淵建設	011-774-2754
(有)水工社	0123-72-5283





こんにちは、大町です。雪解けも進み、道路沿いにふきのとうが見られる季節となりました。

この時季は「卒業→別れ」と「入学→出会い」とそれぞれの人生の分岐点でもあり、フレッシュな気持ちで新しいことにチャレンジする季節でもあります。4月で私自身も、真狩村地域おこし協力隊任期の3年間が終わり、卒業となります。

この3年間で、真狩村の羊蹄山、湧水、雄大な農村風景の四季を体感し、そして村を活性化させようと活動している人々との出会いがありました。地域おこし協力隊として移住して得られたものは周りの自然や人々への感謝の気持ちでした。

「地域おこし」は改めて難しいと実感しましたが、協力隊の卒業後も、未来の住民へ向け「笑顔咲くふれあいの村まっかり」の魅力を発信し続けていきたいと思えます。

私はこの真狩村が大好きです。「1度きりの人生を悔いのないよう楽しく生きる」を目標に頑張ります！

3年間ありがとうございました。そして、これからもよろしくお願い致します。

## 地域おこし協力隊 活動報告

今月の担当：大町



●大町徹協力隊の活動  
任期：平成28年5月6日  
から平成31年4月14日

主に真狩村観光協会にて勤務。観光入込調査、札幌ビアガーデンなど村外でのPR活動、まっかりJibSessionの開催、創作ヘルシー料理「ゆりねだま」の開発、まっかりスノーパークのオープンなど、様々な事業で真狩村を盛り上げていただきました。本当にお疲れ様でした。これからも真狩村をよろしくお願ひします。

地域おこし協力隊に委嘱！  
よろしくお願ひします！



札幌市から来ました、篠原祐一（しのはら ゆういち）です。妻と大学生の娘がおります。娘の大学の関係で単身です。（泣）

現在54才で協力隊としては高齢ですが、フレッシュな気持ちで少しでも村のプラスになれますように活動してまいります。普段は役場の総務企画課におります。村の皆さんどうぞよろしくお願ひします！

## 北海道新幹線環境影響評価書の縦覧について

「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価書（北海道）平成14年1月」に基づく事後調査等報告書（平成30年度）新函館北斗・札幌間（平成31年3月付）の公表について、以下のとおりとなりますのでお知らせします。

○閲覧期間

令和元年6月3日から6月28日の  
土曜日・日曜日を除く20日間

○閲覧内容

新幹線鉄道の建設に係る事業

○閲覧時間

午前9時から午後5時まで

○閲覧場所

真狩村役場1階総務企画課地域振興係  
(TEL: 45-3613)

## 自然公園における行為規制について

後志管内では、3つの自然公園（支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、狩場茂津多道立自然公園）が指定されています。

自然公園においては、その区域内で行われる各種行為が自然公園法や北海道立自然公園条例で規制されており、対象となっている行為を行うには許可又は届出が必要になっています。

### ○対象となる主な行為

建築物や工作物の新築や増改築、木竹の伐採や高山植物の採取、土石の採取や集積、広告物の掲出や設置、動物の捕獲や植物の採取、屋根や壁面等の色彩変更など。

※自己所有地や自己所有物も対象となります。

また、自然公園の一部ではスノーモビルなどの車両について、無許可での乗り入れが規制されている地区があります。

無許可や無届けの行為は、法律や条例違反となりますので、自然公園の概要、行為規制の概要や各種様式など、詳細をホームページで確認してください。（違反の可能性のある行為を目撃した場合は、情報提供をお願いします。）

☎後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係 TEL：0136-23-1354

ホームページ：[http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/national\\_park.htm](http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/national_park.htm)

## ●行政相談委員が委嘱されました●

平成31年4月1日付けで、以下の方が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

氏名 遠藤 美也子 住所 真狩村字真狩 44 番地 37 TEL 45-2764

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け、相談者への助言などを行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活を送れるように応援します。何か心配ごとがありましたら、民生委員児童委員にご相談ください。

民生委員の中には子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。

真狩村には10名の民生委員児童委員がいます。ご自分の地域の担当民生委員を知りたいときは住民課福祉係（TEL：45-3612）へお問い合わせください。

広げよう  
地域に根差した思いやり

私たち民生委員児童委員の合言葉です

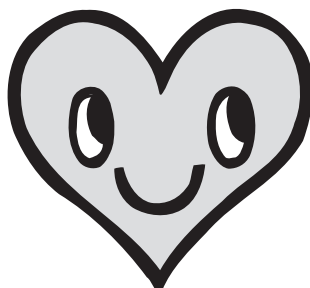
### こんなときにご相談ください

#### 暮らしのこと

- ・住まいに関すること
- ・近所付き合いに関すること
- ・生活費に関すること（職業や年金など）
- ・生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・遊び場、通学路などの危険個所に関すること
- ・公害や環境衛生に関すること

#### 育児・教育のこと

- ・育児やしつけに関すること
- ・いじめや不登校に気づいたとき
- ・学校生活の悩みに関すること
- ・非行に関すること
- ・児童虐待に関すること



#### 在宅生活に関すること

- ・毎日の介護で困っていること
- ・福祉サービスの利用に関すること（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
- ・施設利用に関すること（デイサービス、ショートステイなど）
- ・介護保険制度に関すること

#### 家族関係のこと

- ・結婚、離婚に関すること
- ・親子関係に関すること
- ・扶養に関すること
- ・相続に関すること

#### その他の困りごと

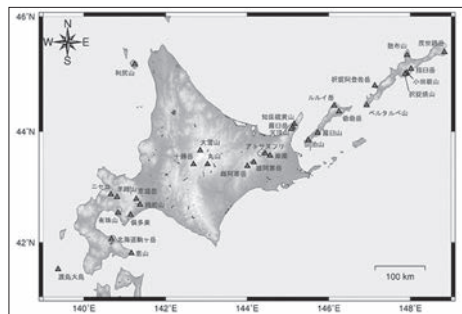
- ・心身の疾病や障がいに関する相談等

## 北海道の火山と登山のそなえ

火山は、素晴らしい景観、温泉、良質な土壌など多くの“めぐみ”をもたらしてくれますが、時に噴火活動などによって被害をもたらすこともあります。火山と共に生きる私たちは、火山についてよく知ることが大切です。

### ●北海道の活火山

活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山をいいます。北海道には、北方領土の11火山を含めて31の活火山があります。このうち、雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽、恵山の9つの火山を、気象庁では24時間体制で監視しています。



北海道の活火山(提供:気象庁ホームページより)

### ●主な火山災害

火山災害の中でも特に、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、発生から避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要です。また、火山灰は、風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散するため、火山から遠く離れた地域であっても、農作物や交通機関などに影響を及ぼすことがあります。

### ●火山防災情報

気象庁は、火山の活動に異常が認められ、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合などには、噴火警報をはじめとする火山防災情報を発表しますので、これらの情報を活用して適切な行動に結び付けてください。

### ●登山の注意点

- ・気象庁ホームページの『火山登山者向けの情報提供ページ』から、火山活動に関する情報、火山防災マップで危険な場所を確認してください。
- ・火口付近では突発的な噴出等が前触れ無く発生する可能性があります。万が一に備えてヘルメットを準備しましょう。
- ・装備、持物、服装(防寒対策)を整え、十分な食料を用意してください。
- ・火山に限らず、登山を行う際には、必ず登山計画書を作成し提出してください。
- ・出発前には最新の気象状況や天気予報を確認し、無理な行動はしないでください。
- ・火山に関する異常現象を発見したら、地元市町村、警察、気象台などに連絡してください。

お問合せ

札幌管区気象台天気相談所 (TEL: 011-611-0170)

## 新規学校卒業者の採用準備を始めませんか?

令和2年3月新規学校卒業者(高校・中学)の求人は、6月1日から受付を開始します。

新規学校卒業者の多くは地元での就職を希望していますが、地元企業の求人申込の遅れから、多くの若い人材が地元を離れて就職しています。

早期に採用計画を立て、ハローワークへ求人申込されますようお願いいたします。

なお、高校・中学の新規学校卒業者の選考開始等の日程は下記のとおりです。

#### ■新規高等学校卒業者の選考日程等

- 求人受付開始 6月1日
- 求人公開開始 7月1日
- 推薦(紹介)開始 9月5日
- 選考・採用内定開始 9月16日

#### ■新規中学校卒業者の選考日程等

- 求人受付開始 6月1日
- 求人公開開始 7月1日
- 推薦(紹介)・選考・採用内定開始 12月1日

☎ハローワーク岩内(学卒担当) TEL: 0135-62-1262



▲まっかり保育所(4/1)



▲真狩小学校(4/5)

入所・入学  
おめでとうございます!



▲御保内へき地保育所(4/2)



▲真狩中学校(4/5)

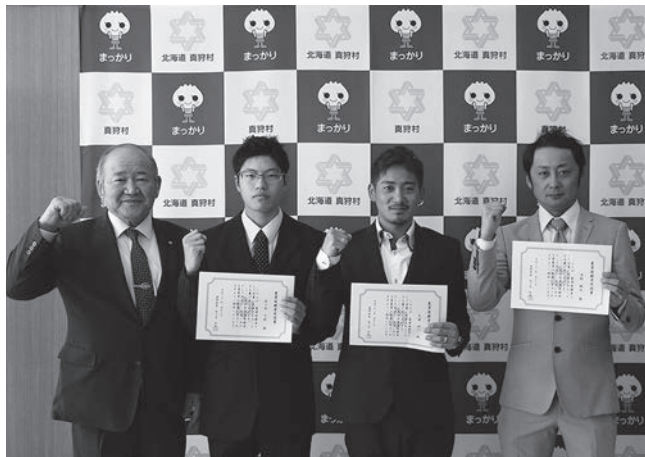


▲御保内小学校(4/5)



▲真狩高校(4/9)





村の農業の次代を担う若者の前途を祝す、農業後継者承認書交付式が役場にて行われ、長船敏也さん(字真狩)、大浦栄二さん(字加野)、佐々木斗尉さん(字緑岡)の3名に承認書が渡されました。

就農にあたっては、「真狩の農家と言えようちの農場と言われるようになりたい。」「これまでの経験を活かし、まわりの人からの指導を受けて力になれるように頑張ります。」などそれぞれ意気込みを語ってくれました。

村長からは、「家族や従業員の働き方を見ながら、素晴らしい後継者になることを期待しています。日本の農作物は外国人富裕層に人気があり、海外市場があるということも今後は考えながら頑張ってください。」と激励の言葉が掛けられました。

行政相談員退任に伴う感謝状の贈呈式が行われました。

村の行政相談員として平成17年から14年間にわたって活躍された大西正則さん(字社)へ総務大臣から感謝状が贈呈されることになり、北海道管区行政評価局地域総括評価官より伝達されました。

長い間お疲れ様でした。ありがとうございます。

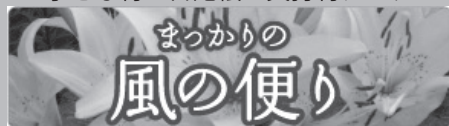


冬ふえすたや歌うまい王決定戦など、村を盛り上げるイベントを主催する「真狩村を楽しむ会」(影山尚史代表)が、毎年真狩村のために必要なものを寄付してくれています。今年は、同会が平成30年度に行ったイベントの来場者からの募金58,472円と飲食物の売上を合わせて、真狩村公民館へ、スリッパ100足を寄付していただきました。

また、募金の残金は、東日本大震災、胆振東部地震の義援金として寄付されました。

村の話題を毎日お伝えします！

小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ

(<http://www.vill.makkari.lg.jp/>)

から、クリックして  
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報

真狩村 Facebook ページ



## 保護者向け 読書アンケート 調査結果

真狩村子どもたちの読書活動推進委員会は、平成30年12月に保育園児、小・中学校児童生徒の保護者を対象とした読書に関するアンケート調査を実施しましたので、下記のとおりお知らせします。

ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

配布数：213 回答数：173

※四捨五入しているため100%にならない場合があります。



お問い合わせは教育委員会へ  
TEL45-3336, FAX45-3338

### 1. 回答者の性別・年代

男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代	未回答
7%	93%	2%	46%	45%	6%	1%	1%

### 2. お子さんの性別・年代

男性	女性	1～6歳	小学生	中学生	未回答
50%	50%	23%	47%	23%	7%

### 3. 1か月の読書冊数

0冊	1～2冊	3～5冊	6冊～	未回答
21%	52%	17%	9%	1%

### 4. 読む本の種類

雑誌	小説・読み物	実用書	その他	未回答
33%	28%	25%	8%	6%

### 5. お子さんに本を読んであげたことがあるか

週に数回	時々	ない・ほぼない
43%	46%	11%

### 6. 本を読むのは誰か（5で「週に数回」、「時々」と回答した方）

母親	父親	祖母	祖父	兄弟で	その他
56%	27%	6%	1%	10%	1%

### 7. 読み聞かせの開始時期

生後すぐ	6か月頃	1歳頃	2～5歳頃
29%	39%	29%	3%

### 8. 読み聞かせの終了時期

生後すぐ～1歳頃	2～4歳頃	5～6歳頃	低学年	中学年	高学年	未回答
2%	10%	26%	36%	8%	6%	11%

※進行中で、現在の年齢での回答もあります。

### 9. どんなときに読み聞かせているか

就寝前	昼寝の前	遊びの中で	子どもが求めたとき	時間があるとき	その他
31%	4%	15%	33%	16%	1%

### 10. 読み聞かせの本をどのように入手しているか

公民館図書室で借りる	村外の図書館等	友人や知人から借りる	購入する	その他
29%	5%	2%	51%	13%

※その他の意見：保育所・学童・小学校から借りる、人からもらう、家にあるものなど

### 11. 本を読み聞かせをしない理由（5で「ない・ほぼない」と回答した方）

子どもが聞いてくれない	本を読むのが得意ではない	どんな本が良いかわからない	読む必要がない	その他	未回答
4%	25%	21%	4%	29%	17%

※その他の意見：時間がない、自分で好きな本を読んでほしい、進んで読んでいるなど

### 12. 子どものときに、誰かに本を読んでもらったことがあるか

よくあった・定期的にあった	時々あった	ない・ほぼない	未回答
23%	35%	22%	21%

### 13. 1年間に、公民館図書室で本を借りたことがあるか

ある	ない	未回答
46%	42%	12%

### 14. 公民館図書室で本を借りない理由（13で「ない」と回答した方）

時間がない	行く必要がない	遠い	読みたい本がない	その他	未回答
47%	9%	11%	6%	20%	7%

※その他の意見：返すまでに読み切れない、購入している、入りづらいなど

15. 真狩村子どもたちの読書活動推進委員会を知っているか

知っている、イベント等に 参加したことがある	知っているが、イベント等に 参加したことはない	知らない	未回答
61%	31%	5%	3%

16. 読書活動に関するボランティアに興味はあるか

興味がある	ない	未回答
45%	49%	6%

17. 役場、保健福祉センターなどに  
フリー図書棚があることを知っているか

知っている	知らない	未回答
87%	10%	2%

☆☆まっかりっこおすすめ本☆☆

真狩中学校3年生からの紹介！

「しくじり歴史人物事典」大石学

この本は、最近テレビ番組でもよく取り上げられている題材で、有名なテレビ番組もたくさん増えてきましたよね。これをおすすめする理由は、おもしろおかしく歴史人物を学べるからです。皆さんもぜひ読んでみてください。



詳しくは、公民館図書室にある  
新着本リストをご覧ください！

◆◆図書室の新しい本◆◆

「わたしたち、何者にもなれなかった」瀬那和章

高校時代、映画同好会に所属し、いつかみんな撮って食べていくことを夢にしていた4人。コンクールに入賞するなど、夢に向かって順風満帆に進んでいはずだった。しかし突然、中心メンバーの1人であるサキは何も告げず、消えてしまった。チームは解散し、別々の道を歩むことに。12年経ったある時、サキの居場所を知らせる暗号めいた電話が掛かってきた…。



◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

「長浜高校水族館部！」令文ヒロコ【作】紀伊カンナ【絵】  
「菜の花工房の書籍修復家-大切な本と想い出、修復します」日野祐希  
「スクエア 横浜みなとみらい署暴対係」今野敏  
「のび太の月面探査機」藤子・F・不二雄/辻村深月

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

「5分後に意外な結末 ex」桃戸ハル【編著】usi【絵】  
「オレは、センセーなんかじゃない！」おかざきさとこ【著】くじょう【絵】  
「日本史探偵コナンアナザー-刀剣編」青山剛昌【原作】粕枝和生【監修】  
「パンダかぞえたいそう」いりやまさとし  
「もくもくをつかまえた」エスコフィエ・ミカエル【文】ディ・ジャコモ、クリス【絵】「ヨシタケシンスケ【訳】  
「ルルとララのおまじないクッキー」あんびるやすこ

◆◆◆ その他 ◆◆◆

「スポーツキッズの毎日のごはん」古池久美子  
「医者が考案した！自律神経も人生も整う片づけの法則」小林弘幸  
「移民戦争」坂東忠信  
「空腹」こそ最強のクスリ」青木厚  
「まんがでわかる老人」吉田勝明  
「知りたくないではすまされない」江崎道朗

公民館図書室だより



■開館 火～日曜日  
午前9時～午後9時  
■貸出 1人10冊、14日間  
※図書室に係が不在時は、教育委員会事務局へお越しください。

先日、本屋大賞2019の大賞が発表されました。ベスト10を図書室にも置いてありますので、全国の書店員が売りたい！という本を、ぜひ借りに来てください！

また、公民館図書室での貸出ランキングなどのコーナーも置いてありますので、真狩で人気の本もチェックしてみてください。そのほか図書室にない本でも、リクエストカードを用意していますので、借りたい本を書いてリクエストしてください（対応できない場合もあります）。

インターネットを無料で利用できる  
パソコンを1台設置しています。  
調べものなどにご活用ください。



おすすめの本

「運転者」 喜多川泰



修一は、仕事も家庭もうまくいかず、不安な生活を送っていた。なんで俺ばかりこんな目に逢うんだよ…。と思っていた時、そこに現れたのは1台のタクシー。運転手は、意味の分からないことばかり言って信用できなかったが、徐々に主人公の人生に変化をもたらす…。

タクシードライバーである運を転ずる者「運転者」の言葉が心に刺さりました。今の人生は恵まれていない、運がない、とネガティブに感じている方に読んでほしい本です。運が、(いい)、(悪い)の考え方が変わると思います。

## こんにちは！保健係です



健康増進法の一部が改正され、「喫煙」や「禁煙」のルールが細かく決められ、令和2年（西暦2020年）4月1日の全面施行に向けた取組が始まっています。



### たばこの新しいルール



#### ○多くの施設において、屋内が原則禁煙になります。

- ・学校、病院、児童福祉施設等、行政機関（公共施設）は、令和元年（西暦2019年）7月から、「敷地内禁煙」となります。
  - ・その他の飲食店や事業所、オフィス、工場、バスや鉄道なども令和2年（西暦2020年）4月からは、「原則屋内禁煙」です。
- ※喫煙専用室の設置は可能です。

#### ○お子さまへの配慮が必要です。



- ・受動喫煙の影響が大きい子ども（20歳未満）は、喫煙エリアへは「立入禁止」になります。
  - ・子ども（20歳未満）が、出入りする場所（施設や屋外）は禁煙です。
- ※飲食店などで、お子さんと一緒に喫煙室へ入ることはできません。  
※自家用車内は禁煙場所にはなっていませんが、お子さんやご病人が同乗する際には、禁煙が必要です。

#### ○屋内において喫煙が可能となる、各種喫煙室があります。

- ・屋内での喫煙には「喫煙室の設置」が必要です。「喫煙室」がない場所での喫煙はできません。
- ・加熱式たばこも、喫煙室の利用が必要です。（専用室の設置もあります）
- ・喫煙室には、標識掲示が義務付けられました。



### たばこをやめるチャンスかも！？

たばこの煙には、4,000種類もの化学物質が含まれています。そのうち、200種類以上は有害成分であり、40種類以上に発がん性が証明されています。

この有害なたばこの煙は、たばこを吸う人だけでなく、周りにいる人を巻き込み、「望まない受動喫煙」を引き起こしてしまいます。

それを防止するために、今回の法改正が行われています。

加熱式たばこは、ごく一部の化学物質の発生は抑えていますが、その影響がまだ解明されていないことから、禁煙の対象となっています。

たばこをやめたいと思っている方は、この機会に「禁煙チャレンジ」してはいかがでしょうか。



## ●産休代替職員の紹介●

保健師の白川です。

中村保健師の産休・育休期間、真狩村役場でお世話になりました。

限られた期間ではありますが、真狩のみなさんの健康づくりをお手伝いできればと思います。気軽に声をかけていただけると嬉しいです。よろしくお祈りします。





## 発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」



- ◆時間  
月～金曜日（年末年始、祝日を除く）  
・あそびのひろば 10：00～16：00  
・子育て相談 8：45～17：30
- ◆場所 真狩村字真狩 49-1
- ◆連絡先 TEL45-2181 FAX45-3528  
e-mail sien\_yuyu@vill.makkari.lg.jp

### 子育て支援センターゆうゆうの様子

ようやく暖かさが増し、春を感じる季節になりました。今年に入って支援センターでは0歳児～2歳児の比較的小さい子の利用が多く、あそびのひろばでは、ままごとや汽車遊びまた色々な玩具に興味を示して楽しんでます。

いよいよ新しい元号が始まりました。子育て講座や行事等も計画しておりますので是非ご参加下さい。



弟の面倒も見てて  
と～っても偉いね!お兄ちゃん!!



じ～らめっこしましょ  
あつぷっぷ♪

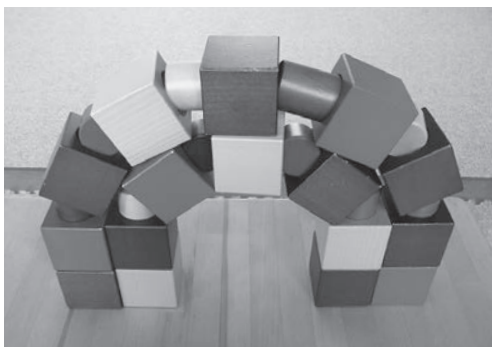
### ◆これからの予定◆

- ◎子育て講座  
「親子ヨガ教室」  
日時：6月14日（金）午前10時～（予定）  
場所：保健福祉センター  
対象：乳幼児をもつ子育て家庭

\*詳細は、ゆうゆうへ  
お問い合わせください。



### ●子育てメモ おもちゃであそぼう 「リグノ」



5cm角の立方体に円筒形の穴があいていて、そこに長短の円柱を差し込んで遊ぶ玩具です。また、色々な形を想像しながら組み合わせて楽しめます。

### ●おすすめ絵本



#### 「おひざでだっこ」

(内田麟太郎・文 長谷川義文・絵)

おひざの上でゆったりと触れ合う動物の親子が次々に登場します。おひざののつたら心もほかばか。赤ちゃんもお父さんもお母さんにも嬉しい絵本です。

## 登記・相続に関するQ&A

### ◆第3回「誰が相続人になるの? (2)」

Q1 先月父が亡くなりました。実は父は再婚で、前妻との間に道男さんという子がいます。前妻に引き取られ父の戸籍から抜けていますが、それでも道男さんに相続権はあるのでしょうか?

A1 前妻との間の子である道男さんも相続権があります。認知した子、養子縁組している子も同様に相続権があります。

Q2 (Q1から数年後) 道男さんと話合いをするのは気が引けて、手続きをせずにいたところ、道男さんが亡くなってしまいました。道男さんには5人の子がいたようです。どうなってしまうのでしょうか?

A2 道男さんに代わって、道男さんの妻と、道男さんの5人子ども全員が相続権を引き継いでいます。相続手続をするためには、相続権のある者全員の間で話合いをする必要があります。

札幌法務局倶知安支局 TEL: 0136-22-0232 ホームページ: <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

### ●自衛官募集説明会の開催●

説明種目	日時	場所	備考
自衛官候補生	5月11日 午前10時から午後3時	札幌地方協力本部 倶知安地域事務所	左記の日時以外での説明会をご希望の方は、別途調整を承ります。
	5月12日 午前10時から午後3時		
	5月18日 午前10時から午後3時		

倶知安地域事務所 TEL: 0136-23-3540

### 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員協議会・法務局では次のとおり相談所を開設します。嫌がらせなどの人権問題、ご近所トラブルなどの心配ごとを相談してください。相談は無料です。

市町村名	日時	場所	住所
倶知安町	6月3日午後1時から午後4時	倶知安町保健福祉センター	倶知安町北3条東4丁目
二セコ町	6月19日午後1時30分から午後4時	二セコ町民センター	二セコ町字富士見95

※相談員は人権擁護委員又は法務局職員となります。

倶知安人権擁護委員協議会 TEL: 0136-22-0326

### 真狩村人事(令和元年5月1日付) ※ ( ) は前職

#### 【村長部局】

- 産業課長兼畜産林務係長 大廣 健二 (産業課長)
- 総務企画課参事兼地域振興係長 酒井 秀利 (総務企画課参事兼企画調整係長)
- 産業課参事(併任) 釜野 克己 (農業委員会事務局長)
- 総務企画課企画調整係長兼地域振興係 松枝 主範 (建設課管理係長)
- 産業課農業振興係主査兼農政係 西川 美暁 (総務企画課地域振興係長兼企画調整係)
- 建設課管理係長 高橋 和義 (建設課管理係主査)
- 産業課農政係長兼畜産林務係 谷口 泰之 (産業課農政係長兼畜産林務係長)
- 総務企画課地域振興係主任兼企画調整係 折内 美都 (産業課畜産林務係兼農政係)
- 建設課管理係 大内 祐希 (総務企画課企画調整係)
- 産業課畜産林務係兼農業振興係 渡辺 健志 (産業課農業振興係兼畜産林務係)

#### 【教育委員会】

- 公民館主事兼教育委員会総務係主任 印南 浩子 (真狩高等学校事務係主任)

# お知らせ

不法無線局から  
暮らしを守ろう！

暮らしを守ろう！

経済センサス基礎調査  
実施のお知らせ

実施のお知らせ

総務省では6月1日を「波の日」と定め、10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防、救急、防災、交通など、人命に係わる重要な無線通信を妨害して私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は左記へお問い合わせください。

北海道総合通信局  
TEL 011-737-0099  
電話受付時間  
午前8時30分～午後0時、午後1時～5時（土・日・祝日を除く）

詳しくは関係機関に  
お問い合わせください

経済センサス基礎調査  
実施のお知らせ

この調査は、我が国すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより実施します。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

6月は「外国人労働者  
問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、

外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること。
- ②雇い入れ、離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。
- ③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

小樽労働基準監督署 俱知安支署  
TEL 0136-22-0206

平成31年度の自動車税の  
納期限について

5月1日（金）が納期限です。

自動車税は毎年4月1日現在に自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

コンビニ・クレジットカード（インターネット利用のみ）でも納税できます。

5月8日に納税通知書を発送しますので、納期限までに

納税をお願いします。

納税通知書が届かない方や、納税についてお問い合わせがある方は左記までご連絡ください。

後志総合振興局税務課  
TEL 0136-23-1331

消費税軽減税率制度

説明会開催のお知らせ

次の内容の説明会を開催します。

- ①軽減税率制度（対象品目、帳簿・請求書等の記載方法など）の概要
- ②適格請求書等保存方法（インボイス制度）の概要

- ③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について
- 参加には事前申込が必要です。令和元年6月、日午後5時までに左記問い合わせ先へお申込みください。
- ④ 全ての事業者の方  
⑤ 令和元年6月、日午前45分から午前11時から  
※1時間程度で定員50名  
⑥ ニセコ町民センター1階小ホール（ニセコ町字富士見5番地）  
⑦ 俱知安税務署総務課  
TEL 0136-25-1009

## まちの事件簿

～地域安全ニュース～

### 事件関係

・3月中、村内において犯罪の発生はありませんでした。

### 交通事故

・3月28日、道道岩内洞爺線上で追突事故が発生しました。

### 3月末交通事故発生状況

区分	年別	31年	30年
人身		1件	3件
物損		26件	24件
死者		0名	0名



真狩村防犯協会・俱知安警察署

# 人の動き

<b>こんにちはよろしく</b>	<b>いつまでもお幸せに</b>	<b>ご冥福をお祈りします</b>	<b>世帯と人口</b> (4月19日現在)
<p>見晴 山本 朱莉 <small>じゅり</small> 3/17(岳央)</p> 		<p>共明 明石 トメ子 4/7 (93歳)</p> 	<p>前月末比</p> <p>世帯 9 6 6 戸 (+13)</p> <p>人口 2, 0 7 6 人(+11)</p> <p>(男) 1, 0 3 5 人(+9)</p> <p>(女) 1, 0 4 1 人(+2)</p>

**行政への苦情は行政相談委員へ**  
 行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。  
 真狩村行政相談委員 遠藤美也子  
 真狩村字真狩 23 番地 22 (TEL45-2919)

**ご利用ください**  
**ようてい地域消費生活相談窓口**  
 相談専用電話 0136-44-1600  
 平日 午前8時40分～午後5時15分  
 悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務企画課総務係でも相談できます。)

**しりべし弁護士相談センター**  
**後志地域のみなさんの法律相談をお受けします**  
**5月の相談日程**  
 8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)  
**6月の相談日程**  
 5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)  
 ○事前予約制  
 ○予約受付 平日午前10時～午後4時  
 ○電話 0135(62)8373



撮影・二階堂茂樹さん

## ふるさと文芸

一時間ふつつ煮詰め百合羊かん  
 タッパーに流し出来味を待つ  
 大廣キヨノ

花よりも心が和む老夫婦  
 手を握り合い信号渡る  
 気田 シナ

誕生日免許の更新無事終えて  
 希望をつなぐこの足となり  
 谷口安佐子

窓越しに名残り雪降り友は来ぬ  
 テレビが友でうっかり居眠り  
 池田 チセ

背を流す繰り返し言う「有難う」と  
 湯けむり揺らぐ母の温もり  
 池田 清美

母の味思い出してと頂いた  
 煮しめの美味さに両手を合わせ  
 仁司 雅子

オムライスにケチャップのハートをつけ足せば  
 孫の笑顔の弾ける日曜  
 筒井 淑子